

環境まちづくり委員会 送付7-11

区ホームページ「神田警察通りの道路整備事業の進捗について」の
削除に関する陳情

受付年月日 令和7年3月11日

陳情者 提出者 1名

令和 7 年 3 月 11 日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

区ホームページ「神田警察通りの道路整備事業の進捗について」
の削除に関する陳情

区のホームページ 2月5日付け「神田警察通りの道路整備事業の進捗について」とする掲載について明らかに事実と異なる記載のため、「千代田区ホームページ運営要綱」第11条2に基づき即刻削除することを求めます。

以下、事実と異なっている理由を述べます。

まず冒頭の「地域住民の皆様方の意見を十分に反映して適正に手続きを実施し、議会でも予算や契約の議案等に重ねて賛成の議決をいただき」という部分です。

- I. 記載では「住民の皆様方の意見を十分に反映して適正に手続きを実施した」としてありますが、明らかに事実と異なります。区は何をもって適正な手続きを実施したとするのでしょうか。

【理由】

- 1) 「神田警察通り沿道整備推進協議会」がそもそも地域を代表する組織になっていないこと。また、その議事録が発足から10年以上公開されなかったこと。

まちづくりに関するこのような協議会または検討会は本来地域を代表する組織であるべきですが、「神田警察通り沿道整備推進協議会」（以下、協議会という）はそのような運営の仕組みになっていません。協議会の設置要綱には目的が曖昧であり、他の協議会にはある「地域で共有する」という趣旨の大事な文言が入っていません。運営としても協議会のメンバーである各町会長がそれぞれの地元にもどり町会内の住民に意



見を聞いてそれをもって協議会で議論するという仕組みになっていません。(第 1 回協議会の議事録)

さらに、区の要綱で設置された協議会であるにも関わらずその議事録が発足当初から令和 4 年の 3 月まで 10 年以上も公開されなかったことは「千代田区付属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準」の第 13 条「会議録の公開」違反でもあります。

ゆえに、地域を代表する組織となっていないことは明らかであり、適正な手続きを欠いたのです。

これでは地域住民は道路整備内容について合意するどころか知ることもできず、反対の意見を述べる機会さえなかったのです。

- 2) 今回の道路整備は「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」(以下、ガイドラインという)に基づくまちづくりの一環であり、沿道住民と合意の上進めていくことはいうまでもありません。そのためのガイドラインです。よって、ガイドラインの重要な変更を行う場合は「千代田区参画協働のガイドライン」(IVの1「区民等にとって重要な方針等の策定または改定」P.33)の定めによりパブリックコメントや住民説明会を開催し住民の合意を得て変更すべきところ、これらのすべてを行わなかったことは明らかに参画協働のガイドラインに反します。

ガイドラインには 1 期、2 期区間は既存の街路樹を活かして整備するとなっていたものを協議会(令和 2 年 12 月 2 日の第 17 回)は既存のイチョウを伐採し桜とすることを決めました。これはガイドラインの重要な変更となります。その場合、上記の通り住民合意のための適正な手続きが必要となるにもかかわらず、これらは一切行わなかったこと。さらに、議案審査の委員会が開かれる一週間前までガイドラインをそのままにしたことです。当然パブリックコメントや地元における住民説明会はありませんでした。

さらに、「千代田区道路整備方針」(P.4 の 8 及び P.5 の 2)に定める「さまざまな意見徴収の手法を検討の上、地域の参画と協働による整備を目指し」とあることにも明らかに反するものです。適正な手続きを欠いたのです。

これでは沿道の住民は 1 期工事区間同様イチョウを残しての道路整備が行われるものと思っていたのも当然であります。工事看板を見てびっくりするのもまた当然です。

3) 議会で議決されるまで地元で道路整備に関する説明会がまったく開催されることがなかったこと。

ホームページには、「工事開始後の経緯」に「説明会を何度も実施しました」としてありますが、議決前にはまったく開催されることがなかったことは2で述べました。しかも、議決後の説明会ですが令和3年12月と令和4年1月に開催され、区が入らない「胸襟を開いた意見交換」令和4年4月に行われましたがそのいずれも住民が区に度々要望し初めて実現したものです。

以上より、住民の皆様方の意見を十分に反映して適正に手続きを実施したという記載は明らかに事実と異なります。

II. 次に、「議会において賛成の議決をいただき」の部分ですが、本当に住民の意思としての議決ができたのでしょうか。

【理由】

1) 令和3年9月21日開催の契約議案審査の企画総務委員会（以下、委員会という）における答弁において虚偽または事実と異なる説明を行ったこと。

- ① 例えば、区の「10か年にわたり議論を積み重ねてきた」という趣旨の答弁を繰り返したことです（議事録261、300、319、328、343）。I-1）及び2）で述べましたようにそれは協議会の中のみでの議論であり、地域住民と議論を重ねてきたことではありません。明らかに虚偽または事実と異なる説明です。なお、協議会において樹木についての議論がなされたのは10年間のうちの後半約3年です。
- ② さらに、議案採決前に委員長からの指摘（議事録361）を受けて部長は「今後も広く意見を聞き、それをフィードバックしながら、対話の下で道路整備、公園整備、まちづくりを進めていく」（議事録362）と述べましたが、対話の下で進めるどころか「議会が議決したのだから」と手の平を返し、話し合いを拒否したのです。委員会での約束を破ったのです。よって、この部長答弁は虚偽であったのです。
- ③ 他にも、技術的にも法的にも確かな根拠を示さず「イチョウを残しての整備はできない」（議事録273、277）と断定したことも事実ではありません。

以上から委員会において協議の答弁または事実と異なる説明を行ったことは明らかであります。

2) この協議会の議事録が委員会へ提出されなかったこと。

区は「10年にわたり議論を積み重ねてきた」と主張するならばその根拠となる協議会の議事録を委員会へ提出すべきです。しかし、提出しなかったのです。住民が合意しているかどうかを判断する上で必要かつ重要な資料である協議会の議事録を提出しなかったことは重大です。

3) イチヨウの伐採について、区は有識者の意見を聞いたとしましたが、イチヨウを残して整備するべきとした学識者の意見を協議会へ正しく伝えなかったこと。

委員会では有識者または専門家からの意見を協議会へフィードバックした（議事録319、335）と述べていますが有識者の意見が正しく伝えられませんでした。

4) 委員会では、区から「区民代表である議会の陳情審査を通じた様々なご意見も賜った中で今回、契約案件として上程させていただくところでございますので、その意思形成に何か大きな瑕疵があったとか問題があったとかということではない」（議事録319）との発言がありました。さも陳情審査をやってきたことが適正な手続きであるかのような発言です。しかし、陳情審査は住民の権利であり区が行わなければならない適正な手続きとはまったく別物であることを申し添えておきます。

以上、委員会において、虚偽の答弁があったこと、必要かつ重要な資料が提供されなかったこと、有識者の意見を正しく伝えなかったことにより、住民の意思としての議決ができなかったのです。よって、「議会において賛成の議決をいただき」とした掲載は誤りであります。

次に、ホームページ中断の「暴力的な妨害行為があり刑事事件となり書類送検されています」との記載は近隣住民の抗議が「暴力的な妨害行為」であると受け止められる表現であり、著しく不適切です。

【理由】

区が高い日当で多数の警備員を使って住民を排除しようとしたことが問題です。また、区の警備員が書類送検された事実を隠していることも問題です。更に令和7年2月5日には、伐採を推進する町会長による住民への暴行があり、警察へ被害届を提出し、受理されました。

次に、同じページの最後の段落、「**7千7百万円に上がっており、現時点でも妨害行為が続いているため、更なる経費の増加が見込まれます**」は、この責任を住民の所為にしており区の責任逃れの一文となっています。

【理由】

そもそも、住民は道路整備工事そのものに反対はしていない。イチョウを残しながら整備が可能であると主張しているのです。

そして、このようなイチョウを守るという抗議行動をとらざるを得なかった原因は、行政として行わなければならなかった適正な手続きを欠いたことにあります。まちづくりとしての適正な手続きをとっていれば工事延長など起こらなかったのです。よって、工事遅延の原因は区にあるのです。

結論

区のホームページという公的なところへ事実と異なる記載をしたことは人権上、人道上から大きな問題であり、即刻、「千代田区ホームページ運営要綱」第9条1及び同3-(3)、(5)にある「掲載することができない」に該当し、第11条2に基づき即刻削除することを求めます。

以上